

令和5年5月2日

所属長 各位  
教職員 各位

事務局長

### 新型コロナウイルス感染防止に係る対応について（第31報）

教職員の皆さまには、新型コロナウイルス感染防止対策について、一丸となって対応していただいております。心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類に引き下げられますが、教職員の皆さまには、別添1の行動指針を遵守いただき、発熱、咳痰、咽頭痛、筋肉痛、嗅覚消失等の症状がないこと等を確認したうえで出勤いただくこと、標準予防策、感染対策、職場における黙食等を徹底するとともに、症状がある場合又は感染に不安を感じる場合には、早期に受診や検査をお願いいたします。また、BCPの観点から、会議や打ち合わせなどのオンライン実施、在宅勤務なども活用されますよう併せてお願いいたします。

本通知は当分の間とし、今後の感染動向等により、行動指針の内容を見直す場合には改めて通知いたします。※

※ 附属病院やさいたま医療センター等から別途指示がある場合には、その指示に従って下さい。

なお、職場内での感染防止の徹底等を図るため、

- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための職場環境の整備について」（別添2）
- ・「感染拡大防止のための留意点」（別添3）

も参考にしながら、感染防止等に努め、職員一人ひとりが自覚を持って行動いただきますようお願いいたします。

#### 【新型コロナウイルス感染症に係る報告の流れ等について】「新型コロナウイルス感染症に係る報告・相談の流れ等について」を一部改正しました。

教職員本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合や同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触が疑われる場合につきましては、所属長を通じて、Google フォームにより報告(別添4参照)されるようお願いいたします。

(※報告漏れがないようお願いいたします。)

また、TimePro-VG により申請（届出処理＞休暇/不在理由申請＞休暇区分「就業制限」(本人感染時)又は「自宅待機」(濃厚接触時)を選択）もするようお願いいたします。

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る報告の流れ」（別添4）

#### 【通知内容の問い合わせ先】

保健センター

さいたま医療センター感染制御室

総務部人事課

## 新型コロナウイルス感染防止に係る自治医科大学行動指針

- 期間：令和5年5月8日から当分の間
- ワクチン接種を受けた教職員も、本行動指針を遵守すること。
- 今後の感染動向等により内容が変わりうることを念頭に行動すること（要請内容の変更による職員の不利益について法人は負担しない（例：私的旅行のキャンセル料等））。
- 栃木県、埼玉県、東京都の状況や、附属病院、さいたま医療センターでの院内患者数、職員感染者数の状況等によって、事業所等毎に内容を異にする場合もある。
- 「感染拡大防止のための留意点」（別添3）を参照の上、基本的な感染対策を徹底すること。

項目	具体的内容
国内外旅行	○ 移動先の要請内容及び感染拡大状況※を踏まえて判断。
食事会、宴会等	○ 大人数での会食は、慎重に判断。 ○ 家族以外との会食の場合は、なるべく長時間を避け、大声を出さないようにする。
3つの密が発生する蓋然性が高い施設	○ 密閉・密集・密接が発生しやすい場所や換気の徹底といった基本的な感染対策が徹底されていない施設の利用を控える。
イベント等の開催	○ 基本的な感染対策の徹底を図る。
イベント等への参加	○ 基本的な感染対策を徹底すること。 ○ イベント主催者の示すイベント参加ルールに従うこと。

※ 都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）を参考に判断すること。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00035.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html)

(別添2) 事務局長通知(令和2年4月20日(令和5年5月1日一部改正))

「新型コロナウイルス感染症対策のための職場環境の整備について」(抜粋)

## 1 職場内での感染防止の徹底

- ① 出勤する職員は検温するなど責任をもって自身の健康観察を実施し、発熱、咳嗽、息切れ、咽頭痛、筋肉痛、嗅覚消失などのCOVID-19が疑われる症状がないことを確認した上で出勤してください。
- ② アルコールによる手指衛生、流水・石鹸による手洗い、咳エチケットなど標準予防策を励行してください。
- ③ マスク(不織布マスクを推奨)は、体調不良の場合や病院エリアでは着用してください。また、屋内で多数が集まる会議等の場合及び屋内公共スペースでは着用を検討してください。なお、判断に迷う場合はマスクを着用してください。着用の際は、すき間のないよう顔にフィットさせ、正しく着用してください。
- ④ 職場内の換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をしてください。空調(機械換気)により、必要な換気を実施しているため、過剰に心配する必要はありませんが、窓やドアを開け、換気量をさらに増やすことは感染防止には有効です。
- ⑤ 会議や打ち合わせなどを開催する場合は、オンラインツールの活用等も検討してください。
- ⑥ 食堂やエレベータ内での会話は控えめにしてください。  
特に、職員食堂、学生食堂において、大声で会話をしたり、複数で話し込んだりする例が散見されますので、マスクをしていない状態での会話は控え、食後は速やかにマスクをしてください。
- ⑦ 別添4「新型コロナウイルス感染症に係る報告の流れ」に従い、職場内に該当する職員がいる場合は、必ず、所属長が感染制御部等に報告してください。
- ⑧ 上記のほか、附属病院、さいたま医療センター等からの各種指示に従ってください。

2、3 (略)

# 感染拡大防止のための留意点

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、  
イベントや会食の際には以下の点に留意してください。



体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。



新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合には、地域の感染状況等に応じて、重症化リスク等に応じた外来受診・療養に協力すること。外来受診等に関して疑問等がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。



特に、高齢者や基礎疾患を有する者及びこれらの者と日常的に接する者は、密閉・密集・密接が発生しやすい場所や換気の徹底といった基本的な感染対策が徹底されていないイベントや会食への参加を控えること。

- イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手洗・手指消毒、換気の徹底など、基本的な感染対策を徹底すること。
- イベントの主催者の示すイベント参加ルールに従うこと。



必要に応じて、オンラインでイベントに参加することなども検討すること。

## マスクの着脱について

- マスクの着用は個人の判断が基本となります。
- 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

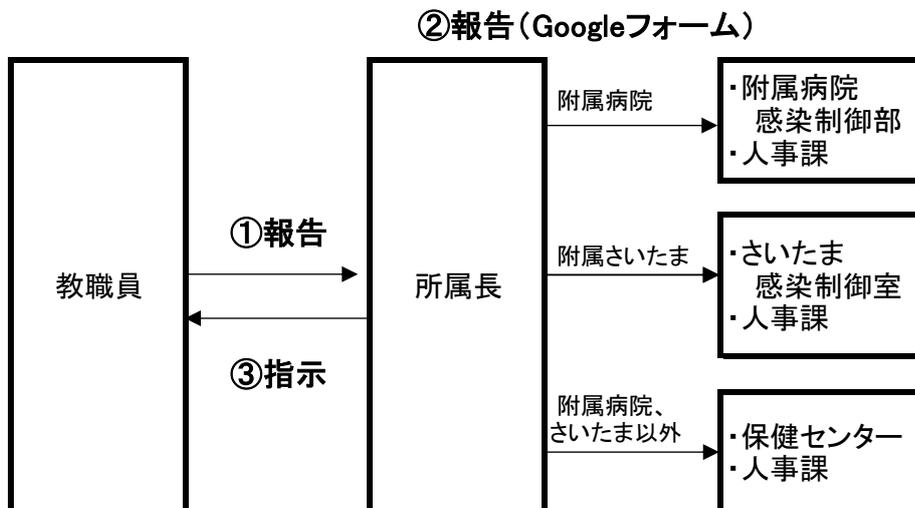
※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります。

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室

## 新型コロナウイルス感染症に係る報告の流れ



① 教職員は、教職員本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合や同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触が疑われる場合は、感染状況を所属長に報告

② 所属長は、Googleフォームにて、所属、職名、氏名、発症日を入力し報告

附属病院	<a href="https://forms.gle/">https://forms.gle/</a>
附属さいたま	<a href="https://forms.gle/">https://forms.gle/</a>
附属病院、さいたま以外	<a href="https://forms.gle/">https://forms.gle/</a>

③ 所属長は、教職員に対して、就業制限又は自宅待機となる日数を指示

【就業制限又は自宅待機となる日数】

	本人が感染した場合	濃厚接触が疑われる場合
附属病院	発症日0日として原則10日間待機(就業制限) 但し、感染状況や職員の就労等の状況により、感染制御部(附属病院)、感染制御室(さいたま)の判断により待機期間を短縮する場合がある。	陽性者と同居のままでも十分な対策を講じることができれば、対策を講じた日を0日目として原則5日間自宅待機。(家庭内における感染対策の状況については所属長が判断) 但し、感染状況や職員の就労等の状況により、感染制御部(附属病院)、感染制御室(さいたま)、保健センター(附属病院、さいたま以外)の判断により待機期間を短縮する場合がある。
附属さいたま	なお、発症2日前までの院内における濃厚接触者の有無を確認し、濃厚接触者が確認された場合は、右記に準じたの対応をとること。	
附属病院、さいたま以外	発症日を0日として7日間待機(就業制限) また、発症2日前までの学内における濃厚接触者の有無を確認し、濃厚接触者が確認された場合は、右記に準じた対応をとること。 なお、病院ゾーンへの立ち入りは10日間は控える。	